

# 平成29年度第1回障害保健福祉施策連絡会会議録

## 1 開催日時

平成29年6月26日（月） 午前10時から午前11時45分まで

## 2 開催場所

浜松市役所 本館8階 第4委員会室

## 3 出席状況

（出席）

浜松市浜松手をつなぐ育成会

NPO法人浜松地区肢体不自由児親の会

天竜川地域精神保健福祉会 若杉会

NPO法人浜松地区精神保健福祉会 明生会

浜松市視覚障害者福祉協会

浜松市浜北手をつなぐ育成会

アクティブ

浜松の福祉を考える会

浜松ろうあ協会

（欠席）

NPO法人浜松市身体障害者福祉協議会

（事務局 障害保健福祉課）

田中課長、鈴木自立支援担当課長、河村課長補佐、榊原主幹、河合副主幹、松本副主幹、杉浦副主幹、浅野副主幹、爾見副主幹、柴田主任

## 4 議事内容

- （1）第2次浜松市障がい者計画進捗状況報告について
- （2）障がい者団体アンケート及びタウンミーティングの実施報告について
- （3）次期障がい者計画の骨子について
- （4）自立支援協議会の体制について

## 5 記録の方法

発言者の要点記録

## 6 会議記録

1 開会

2 田中課長あいさつ

### 3 議事

- (1) 第2次浜松市障がい者計画進捗状況について
- (2) 障がい者団体アンケート・タウンミーティング報告について
- (3) 次期障がい者計画・障がい福祉実施計画について  
事務局より資料に基づき説明

- ・障がい者計画とは、障害者基本法に基づき障がい者施策の基本的なものをまとめる中長期的な計画。
- ・障がい福祉実施計画とは、障がい者計画に基づき障がいのある方の生活支援にかかわる事項について、障害福祉サービスの計画量や提供量の計画。
- ・計画策定は、より多くの市民のご意見をいただくため、いろいろな会議体で意見をうかがい、国や県の計画との整合性を図って策定を進める。
- ・第3次障がい者計画の基本理念は、浜松市総合計画との整合性を踏まえ、検討する。
- ・分野別の施策は関係法令改正や国が示す第4次障害者基本計画の動向を踏まえ、アンケート調査、タウンミーティングの意見を基に課題を抽出し、検討する。
- ・第3次障がい者計画は、浜松市総合計画の福祉分野における「支え合いによって、誰もが住みなれた地域でいつまでも安心して暮らせること」を基本理念としている。
- ・精神保健福祉法の一部改正等により、国における今後の精神保健福祉のあり方が検討されている中で、浜松市においても今後の精神保健福祉の施策拡充を見据え、現行の計画では生活支援の枠組みに含まれていた保健・医療を新たな分野として設ける。
- ・国の障害者基本計画の骨格案ではPDCAサイクルについて具体的に規定されたことから、浜松市においてもPDCAを通じた実効性のある取組みの推進について、計画に反映する。
- ・計画策定の指針を踏まえ、各分野において、基本方針の文言にあわせて修正。

#### 〈浜松手をつなぐ育成会〉

今期の障がい者計画の進捗状況にある浜松市障がい者自立支援協議会への当事者の参画の部分で、子ども専門部会で「かけはしシート」というものができたようだが、具体的にどのようなもので、どのような使われ方をしているか教えてほしい。

#### 〈事務局〉

「かけはしシート」は、平成29年度に児童発達支援事業所から小学校に入学した児童から使用をはじめたもの。「児童発達支援事業所でどのような支援を受けて、それを小学校にどう引き継げばお子さんが小学校で生活しやすくなるか」ということを記載したもの。小学校でも障がいのある子どもへの合理的配慮を進めなければいけないという背景もあり、教育委員会も構成員として参加してもらった子ども部会で検討し作成したもの。

#### 〈浜松手をつなぐ育成会〉

「はますくファイル」は親が記載し、親が管理するものであった。「かけはしシート」は事業所と学校が共有し、管理はどこなのか。

〈事務局〉

「かけはしシート」を管理するのは小学校。保護者の同意を得て使用しているため、保護者や事業所にも写しを渡す。

〈浜松手をつなぐ育成会〉

「かけはしシート」は、子どもの成長とともに中学校・高校までつながるか。

〈事務局〉

中学校までは使うが、高校は教育委員会の枠組みが違うため、今後検討になる。

〈浜北手をつなぐ育成会〉

昨年度、浜北区障がい者自立支援連絡会で、特別支援学校の卒業生の進路先として、生活介護施設が不足していることから実情把握のためのアンケートを行った。今年度、来年度と特別支援学校からの進路先として生活介護事業所を望んでいる生徒がいる。希望している生徒へのサービス提供について市で検討してほしい。

子どもの件で、学校にスクールソーシャルワーカーが配置されているが、地域の学校に問題があり、学校にいるソーシャルワーカーが苦勞している。学校の問題を解決しなければ障がいのある子が地域の学校に通うことが難しい。スクールソーシャルワーカーの増員について要望しているが回答がない。浜北区障がい者自立支援連絡会に参加しているが、意見を伝えても回答がないことでジレンマに陥っている。市と区が連携をとっていただき、情報提供をしていただけたらと思っている。

〈事務局〉

生活介護事業所については、実情として、市全体として見ると不足していない。通い慣れた場所の近くでの利用を求められると不足している。また、区分により受入れ基準が違う事業所もあることが偏在している一因であると把握している。

〈事務局〉

伺った意見を計画にどう反映できるか検討する。

スクールソーシャルワーカーについては教育委員会に確認する。

〈事務局〉

障がい者自立支援協議会について、昨年度、市と区の連携がとれていないという意見を区連絡会や専門部会からいただいたので、体制の見直しをした。後ほど報告する。

〈浜松の福祉を考える会〉

きめ細かな相談支援の充実で、障害者相談支援事業所の再編に向けた検討についてだが、現在も障害者相談支援事業所のことがよくわからない。委託相談支援事業所と計画相談支援事業所があり、その違いもわからないまま再編となるとのこと。事業所評価もどのように行われているかわからないまま再編となり、今後どうなっていくのか、もう少し説明がほしい。

〈事務局〉

障害福祉サービスの相談の窓口は、一般的な相談を広く受ける委託相談支援事業所になり、障害福祉サービスを利用するための計画をつくるのが計画相談支援事業所になる。委託相談支援事業所は障害者総合支援法で市町村が行うべきであるとされており、それは委託可能であることから委託で事業を行っている。障害福祉サービスの利用計画をつくる計画相談支援事業所は、障害福祉サービスの支援を行う事業所として

市が指定して行っている事業所になる。

通常の相談の流れは、身近な相談窓口としては委託相談支援事業所であるので、そこでアセスメントを受け、障害福祉サービスの利用に向けて検討し、その後計画相談支援事業所による障害福祉サービス利用計画を作成するという流れになる。

障害者相談支援事業所の再編というのは、委託相談支援事業所の再編ということである。広く一般的な相談を受ける相談支援事業所は現在15ヶ所に委託している。現状、相談内容が高度化しており、困難事例が増えていることから、1つの事業所の人員を増員し、臨機応変に対応できる体制を作り、事業所の数としては減らすよう検討している。

〈事務局〉

計画相談支援事業所や委託相談支援事業所があちこちにあり、どこに相談したらいいかわからないという意見をほかから聞いている。相談支援事業所の違いについて棲み分けをして分かりやすい資料を作成したい。

〈浜松の福祉を考える会〉

委託の窓口が増えることできめ細やかな支援ができるのではないかと思っているので、委託相談支援事業所の数を減らすということに驚いた。窓口が減って人員が増えても小さくなったというイメージしかない。

〈事務局〉

障害者相談支援事業所の再編についてはまだ検討中で決定ではない。1つの障害者相談支援事業所の人員を増やして専門的な相談に対応できるようにすることと、アウトリーチ機能を備えることを行いたいと考えている。

〈浜松の福祉を考える会〉

事業所の数はどのくらいになるか。

〈事務局〉

これから検討していく。

〈浜松の福祉を考える会〉

今後アウトリーチが増えていくと思うが、事業所が再編されてうまくつながっていけばいいと思う。

〈事務局〉

より良い支援体制を整えたいと思うので、今後相談させてほしい。

〈浜松手をつなぐ育成会〉

障害者相談支援事業について、計画相談、地域移行、地域定着は個別給付としての義務的経費となっている。もう1つの相談は地域生活支援事業で市の必須事業となっており、地域生活支援事業は、浜松市の裁量で予算を増額することができる。障害者相談支援事業所を増やすことが可能なはずなのに減らすということが気になる。

また、平成29年度に基幹相談支援センター設置が計画上あがっているが、進捗状況はどうなっているか。基幹相談支援センター設置は、相談の効率化につながってくると思う。相談支援事業所の数を増やして相談窓口を増やすということもあるが、組織だった再編がされてくるということだと思うが、どうなるのかわかりやすく説明してほしい。

浜松市の地域生活支援事業の予算は政令指定都市の中で低い方である。それは、当事者の声により事業が活発になるかどうかということを考えると、当事者部会の声が反映されていないと思う。今回は、意見交換会を含めて市独自の計画を盛り込むために力を入れていきたい。

〈事務局〉

浜松市として計画の中で基幹相談支援事業所と地域拠点整備を平成29年度に行うということになっているが、現在難しい状況にある。本日は相談支援事業所単体でお話したが、障がいのある方の「親なき後」ということを踏まえた地域生活支援拠点整備を含めて整備をしていきたい。別の機会に改めて説明したい。

〈明生会〉

障害福祉サービスの利用を望んで計画相談支援事業所に相談するが、相談の事業所が手いっぱいだと相談できないという状況が増えた。すぐに障害福祉サービスを利用したい場合、どこに相談したらスムーズに利用できるのかという情報がほしい。

〈事務局〉

今後、皆さんから意見を伺いながら検討できたらと思う。

〈アクティブ〉

関係機関との連携の強化の部分で、障害者手帳を持っていない児童の放課後等デイサービス利用について、保護者に案内が届いていないと感じている。小学校入学時に就学児童相談があるが、そこでは学童保育についての案内はあるが、放課後等デイサービスについての案内はないため、案内してほしい。

障害者相談支援事業所への相談は、数ヶ月待ちという声が聞こえるので増員してほしい。

友愛のさと診療所の電波状況がよくない。福祉避難所になっているが、その状況では情報が届かない、発信もできないので環境を整えてほしい。

〈事務局〉

障害者手帳のない児童の放課後等デイサービスの周知については、昨年度から学校にいる発達支援担当の教員の集まりでサービスの説明をしている。また、放課後児童クラブの指導員向けに放課後等デイサービスの説明に行くことにしている。

〈浜松の福祉を考える会〉

保護者に対する案内はないということか。

〈事務局〉

ぴっぴのホームページに掲載している。放課後等デイサービスを利用することは、事業所との契約になるため、事業所の紹介ではなく、サービスがあることの案内をする。

〈浜松手をつなぐ育成会〉

放課後児童デイサービスの利用対象となっている人は障がい児であると思う。一般の学校に通う児童の保護者にどうお知らせできるかということ。

〈事務局〉

放課後等デイサービスの利用は、原則として、障害者手帳を持っている子。現状は医師の意見書があれば利用できる。

〈浜北手をつなぐ育成会〉

安易に軽度の子が放課後等デイサービスを利用すると、重度の知的障がいや行動障がいがある子の受入先がなくなる。障害者手帳を持った重度の子について、優先して受け入れてほしい。

〈ろうあ協会〉

今年度、聴覚障がいの相談員になった。ろうあの子どもを訪問すると、ろうあ者の仲間と手話を使って交流した方がいいと思っても、両親の都合で交流をせずに施設に入れた方がいいと言われることがある。聴こえない子どもたちが手話を使って生き生きと生活することがいいと思うが、親の考え方で施設へ入れ、ろうあ者集団とのかかわりをつくらなくていいという親がいる。また、重複障がい者を訪問すると、家事ができるため一人でも生活できるが、仲間との接点がないため、外に出られない。そういったことについての相談の解決方法が見つけられず悩んでいる。

県立浜松聴覚特別支援学校に重複の障がい者がいる。県立の学校と市の障がい者の学校とのつながりはどうなっているか。相談員になったが、どう進めていいか悩む。

〈事務局〉

発達障がいや身体障がいの子どもがいる家族について、障がいの特性や程度にあったサービスをより多くの選択肢から選択していただき、提供できるよう行政が努力をする必要がある。

障がいの特性と程度が障害者手帳以外にも広がっているため難しいところがあるが、行政としては、いろいろな障がいのある方が生活できるようなサービスの提供ができるよう計画をつくっていかねばならないと感じている。

〈明生会〉

第3次障がい者計画の骨子に「保健・医療」という分野が新設されたことがありがたい。精神障がいも親なき後の問題があり、医療や保健のサポートが必要であると思うため、この分野に力を入れてほしい。

計画の推進という項目につて、計画を作った以上は推進していると思うが、あえてPDCAを見せたということは、特別な推進の仕方を考えているのか。具体的に言うと、「C」チェックが大切であると思う。「C」チェックの仕組みはどんなイメージなのか。行政だけで行うつもりか、もっと広げて障がい者団体に確認するのか。

〈事務局〉

国の4次障害者基本計画に盛り込まれていることから市としても入れることとした。具体的なチェック機能としては、当事者部会、障害者施策推進協議会等で進捗状況を報告する中でチェックを実施して改善につなげたいと思っている。

〈浜北手をつなぐ育成会〉

喫緊の課題だが、重度心身障がい児の兄弟の保育の問題。障がい児が入院をしなければいけないが、その兄弟を保育園に入れられないため入院を断念したということを知った。緊急時の対応を柔軟に取り扱ってほしい。

〈事務局〉

障がいをもつ兄弟についての保育の問題は以前からある。保育担当部署に伝える。

〈浜松の福祉を考える会〉

浜松市には「手話言語の推進に関する条例」があるが、それを知らない方が多い。手話通訳の方に来てもらい講習会を開こうと思ったが、講師を頼む方法や費用のこと等わからなかった。もっと啓発してほしい。

聴覚障がいのある方が孤立していることは感じている。市としても、関係者としてももっと周知していかなければいけないと思う。また、重複障がいの方の孤立についてあまり知られていなくて、市としてもっと考えないといけない。市民にもっと発信が必要。

#### (4) 自立支援協議会の体制について

(事務局より資料に基づき説明)

- ・ 障害者施策連絡会は障害者総合支援法規定の自立支援協議会の当事者部会として開催。
- ・ 現在、当事者部会は、障がい者施策についての意見を伺う場となっている。
- ・ 障がい者自立支援協議会は情報の共有ができていない。
- ・ 平成29年度から障がい者自立支援協議会の体制を見直し、「地域における障がい者等の情報を共有し、関係機関の連携の緊密化を図り、地域の実情に応じた体制の整備について協議をする場」として各会の役割を明確化し、調整会議、専門部会、当事者部会、区連絡会との連携を図れる体制をつくっていききたい。
- ・ 当事者部会としては、障がい者施策に関する意見を伺うだけでなく、共通の課題について話し合う場、調整会議に伝えていく場、専門部会・連絡会から当事者の意見を伺いたいということがあれば、当事者部会で意見を伺う場とする。

〈明生会〉

障害者施策推進協議会との関係はどうか。

〈事務局〉

当事者部会の意見を障害者施策推進協議会に報告していく。両方の会議は連携していると考えている。

〈浜北手をつなぐ育成会〉

神奈川県で起きた事件後、事業所の人材育成や事業所負担が大きい等と聞くが、市としてどんな考えでいるか。事業所の相談員の相談場が必要だと思うが、それについて市としてどう考えているか。

〈事務局〉

介護の職員の質と人材確保は以前から問題になっている。

国でも職員の処遇改善として動いているが、市としては対応が難しいところがある。

施設の職員から意見を聞く場を設けて連携して解決していくつもり。

〈浜松手をつなぐ育成会〉

先ほど話題になっていた生活介護事業所について、事業所が不足しているとは思わない。不足していないのになぜ特別支援学校の卒業生が進路先にできないのか、事業所の実態を把握してほしい。困ったから急に話し合うのではなく、計画的にチェックして改善につなげていかないと絵に描いた餅になってしまう。そういうことを当事者部会から声をあげていきたい。事業者ができないのはなぜかということを経営者の見

直しを含めて考えてほしい。「C」チェックを障害者施策推進協議会も含めて行ってほしい。

法定雇用率が3年後に2.3%になる。精神障がいと発達障がいが含まれる。縦割り行政ということを知ることが、精神障がい者、発達障がい者が就労支援を受けるには障害者手帳は必須。福祉、労働、年金で障がいの概念が異なることもあり、そのあたりの周知を行ってほしい。

また、計画の中に障がい児の平成30年度からの計画を盛り込むようになっているが、それをどう盛り込むのか明記してほしい。

〈事務局〉

障がい児の計画は障がい福祉計画に入れるよう考えている。

〈事務局〉

資料3の第3次計画の骨子にある基本理念を修正。「希望をもって」を加え、「支え合いによって、住み慣れた地域で希望をもって安心して暮らすことができるまち」とする。